

請求人
(略)

広島市監査委員	南 部 盛 一
同	井 上 周 子
同	山 田 春 男
同	母 谷 龍 典

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 24 年 2 月 13 日付け広監第 17 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 措置請求書記載の請求の要旨

広島市長は別紙の資料 1 国有財産譲与申請書（写し）、資料 2 国有財産一覧表（国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号）（写し）、資料 3 国有財産譲与契約書（写し）、資料 4 国有財産特定図面 D-454（写し）により資料 4 国有財産特定図面 D-454 記載の広島市西区草津南 3 丁目 1848-2 西側の法定外公共物を道路（以下「当該土地」という。）として平成 16 年 4 月 1 日付けで国より譲与された。しかるに当該土地を（資料 5 現地写真参照）明らかに広島電鉄株式会社（以下「広島電鉄」という。）は軌道敷としてのみ占有しバリケードを設置している。

広島電鉄は一私企業であり、昨今の交通事情により、廃線の可能性も否定できない。その際広島市は当該土地の所有権を主張せず放置し広島電鉄に時効取得を主張された場合、当該土地の財産的価値について、価値の維持、保全を図る財産的処置を目的とする財務会計上の財務管理を怠っている。

広島市長は広島電鉄に対してバリケードの撤去、道路、踏切りとしての整備を請求することを要求する。

（事実を証する書面として、別紙資料 1～5 が提出されているが、添付を省略する。）

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、平成 24 年 2 月 16 日に、同年 2 月 13 日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年2月20日付けで新たな証拠の提出を受けるとともに、同年2月22日に陳述を聴取した。なお陳述に当たっては、同条第7項の規定により関係職員を立ち会わせた。

(1) 証拠の提出（添付は省略する。）

提出された証拠
1 平成23年11月8日付け中国財務局管財部統括3部門からの質問回答 (Yahoo!JAPAN メール)
2 広島市西区草津南3-1-6のGoogleマップ（現地の記載あり）
3 平成8年4月1日付け平成八年(ワ)第135号土地境界確定請求事件に係る答弁書（写し）
4 平成8年9月9日付け平成八年(ワ)第135号土地境界確定請求事件に係る準備書面（一）（写し）

(2) 陳述の要旨

中国財務局にも確認したが、当該土地の起点終点は広島市と国が確認しているものである。しかしながら、現状は広島電鉄が公然と占有し、通路としての形態、機能を全く有していない。最高裁判所判例でも国有財産の時効取得を認めている。広島市は財産管理を怠っている。

2 監査対象事項

本件措置請求の記載事項、請求人の提出証拠及び陳述内容から、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 請求において問題とされた行為が財務会計上の行為となる財産管理行為（財産管理を怠る事実）に該当するか。

ア 請求において問題とされた行為が、財産的価値に着目し、その財産の価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に該当しているか。

イ 請求において問題とされた土地が広島電鉄に時効取得される恐れが、相当の確実さをもって予測されるか。

(2) 財務会計上の行為となる財産管理行為に該当する場合、対象としている財産について、不当に財産の管理を怠る事実によって、市に損害が発生しているか又はその恐れがあるか。

ア 広島電鉄が請求において問題とされた土地に「バリケード」を設置し、軌道敷と

してのみ違法又は不当に占有しているか。

イ 市が請求において問題とされた土地の財産管理を違法又は不当に怠っているか。

ウ 広島電鉄に時効取得を主張された場合に、市に損害が発生するか又はその恐れがあるか。

3 広島市長の意見書等の提出及び関係職員の陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成 24 年 2 月 21 日付け広道管第 66 号の意見書が提出され、同年 2 月 22 日に関係職員の陳述の聴取を行った。なお陳述に当たっては、法第 242 条第 7 項の規定により請求人を立ち会わせた。

意見書の概要は次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

本件措置請求は、理由がない。

(2) 本市の意見の理由

本件措置請求者は、平成 16 年 4 月 1 日付けで、広島市が国から譲与を受けた広島市西区草津南三丁目 1848-2 西側の法定外公共物（以下「本件里道」という。）を広島電鉄が軌道敷として占有し、バリケードを設置していることから、広島市は本件里道の所有権を主張せず放置し広島電鉄に時効取得を主張された場合、本件里道の財産的価値について、価値の維持、保全を図る財産的処置を目的とする財務会計上の財産管理を怠っていると主張しているので、以下、この点について述べる。

ア 本件里道について

本件里道のうち広島市西区草津南三丁目 1848-2 地先の土地（以下「本件土地」という。）については、平成 16 年 4 月 1 日の国からの譲渡時には、既に広島電鉄の鉄道敷として利用されて里道としての機能を喪失していたにも係らず、誤って、国に譲与申請していたことが判明した。

このため、今後、国有財産譲与契約を正当なものに正すよう変更契約の手続きを行うこととする。

イ まとめ

以上のことから、本件は、申請事務の瑕疵に起因し財産管理を怠るものでないことから本件措置請求には理由がない。

4 関係人への調査

(1) 調査事項

法第 199 条第 8 項の規定により、広島電鉄に対し、

① 宮島線の当該部分の開業時期

② 鉄道敷として法定外公共物（里道）を占有している法的根拠又は法定外公共物

(里道)の管理者との協議状況等

③ 看板等の設置

について関係人調査を行い、平成 24 年 3 月 5 日付けで回答を受けた。

(2) 回答

広島電鉄からの回答(別紙のとおり。)の概要は、次のとおりである。

ア ①について

大正 13 年 4 月に鉄道事業の営業を開始した。

イ ②について

確認できない。

ウ ③について

(ア) 本件土地における柵は昭和 55 年頃、また、看板は昭和 59 年頃、それぞれ設置した。

(イ) その設置理由は、横断者の線路敷内への飛び出し防止、注意喚起のためである。

(ウ) 柵・看板設置に当たっての法定外公共物の管理者との協議状況は、確認できない。また、地元町内会等への説明は、行っていない。

(エ) 柵・看板設置以降、その設置に係る苦情等は、特にない。

5 事実関係の確認

「第 3 の 2 監査対象事項」に沿って監査を進めていたところ、以下のような事実関係を確認した。

(1) 国有財産譲与契約の契約手続きについて

平成 16 年 4 月 1 日付けで国有財産譲与契約が締結されており、本件土地が広島市に譲与されていることを確認した。

(2) 国有財産譲与契約の一部変更契約手続きについて

平成 24 年 3 月 29 日付けで国有財産譲与契約書の一部変更契約が締結されており、本件土地の譲与が取り消されていることを確認した。

なお、当該一部変更契約は、広島市が既に機能喪失していた財産を誤って申請の上、譲与を受けたものと国が判断したため、締結されたものである。

また、本件土地の譲与の取消は、同譲与契約の締結時(平成 16 年 4 月 1 日)に遡って適用される。

第 4 監査の結果

確認した事実関係を基に、請求人の主張、広島市長の主張、関係人調査の内容等について審査した結果、本件措置請求について次のとおり判断する。

1 住民監査請求の対象となる事実の有無

- (1) 前述のとおり、決定された監査対象事項に沿って、監査を進めていたところ、本件土地については、平成 24 年 3 月 29 日付けで締結された国有財産譲与契約書の一部変更契約により、平成 16 年 4 月 1 日に遡って譲与が取り消され、国に帰属することとなったため、広島市の所有に属する財産ではないことが明らかとなった。
- (2) 法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象となる違法若しくは不当に財産の管理を怠る事實は、当該普通地方公共団体の所有する財産に係る怠る事実であり、当該普通地方公共団体以外の者が所有する財産については、住民監査請求の対象とはならない。
- (3) したがって、本件土地は、広島市の所有に属する財産ではないため、住民監査請求の対象とはならない。

2 結論

請求人の行った本件措置請求については、請求の要件を欠くものとなったため、請求を却下する。

第 5 監査の意見

監査結果は以上のとおりであるが、本件に関連して、次のとおり意見を述べる。

（機能喪失財産の譲与に係る確認について）

広島市においては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）第 113 条による、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、国から法定外公共物の譲与を受けるため、平成 12 年度から平成 16 年度にかけて短期間のうちに譲与対象となる法定外公共物を特定する作業を行った。その結果、広島市は約 12 万 5 千件の法定外公共物の譲与を受けており、本件土地はこの中に含まれていたものである。ついては、本件土地のように、既に機能喪失していた法定外公共物が誤って譲与されている事例がないか、再度確認を行う必要があると考える。

平成 24 年 3 月 5 日

広島市監査委員 南部 誠 一 様
 同 井 上 周 子 様
 同 山 田 春 男 様
 同 母 谷 龍 典 様

広島電鉄株式会社
 代表取締役社長 越 智 秀 信



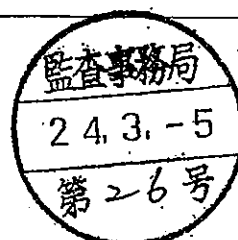
住民監査請求に係る監査の実施に伴う調査について（回答）

平素より、当社鉄道事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 2 月 23 日、広監第 24 号でご依頼のありました、住民監査請求に係る監査の実施に伴う調査については、下記のとおりご回答いたします。

記

調 査 事 項	回 答
1. 宮島線の当該部分の開業時期について	当該箇所は、大正 13 年 4 月に営業を開始し、現在に至っております。
2. 鉄道敷として法定外公共物(里道)を占用されている法的根拠又は法定外公共物(里道)の管理者との協議状況等について	調査事項については、確認出来ません。
3. 看板等の設置について (1) 通行しない事を求める旨の看板・柵の当初設置時期、追加・修繕履歴等 (2) 設置の理由、経緯 (3) 設置に当たっての協議等 ア 法定外公共物の管理者との協議 イ 地元町内会等への説明 (4) 設置以降の苦情等の状況	当該箇所の看板は昭和 59 年頃設置し、柵については昭和 55 年頃に設置しております。 横断者の線路敷内への飛び出し防止、また、注意を促すために設置しております。 ア 調査事項については確認出来ません。 イ 説明は行っておりません。 特にありません。



以 上